

## 16 軽油引取税の課税状況

### (1) 軽油の引取数量の状況

区 分		数 量 ・ 件 数	
引 取 数 量 ①		245,123 kl	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		30,912 kl	
差 引 ①－② ③		214,211 kl	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	2,033 kl	
	元 売 業 者 0.3/100	33 kl	
	計 ④	2,066 kl	
課 税 標 準 量 ③－④ ⑤		212,145 kl	
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量 (法144の2 ③)	0 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法144の2 ④)	92 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	炭化水素油の消費量 (法144の2 ⑤)	1 kl	
	課税対象とならない数量	1 kl	
	みなす課税された軽油の消費・譲渡額 (法144の3 ①V)	0 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	みなす課税された軽油の輸入量 (法144の3 ①VI)	0 kl	
	その他	458 kl	
	課税対象とならない数量	63 kl	
	計 ⑥	551 kl	
課税対象とならない数量の計 ⑦	64 kl		
課 税 標 準 量 ⑥－⑦ ⑧		487 kl	
合 計 ⑤＋⑧		212,632 kl	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	0 件
		登 録 数	17 件
		事 務 所 等 の 数	3 件
	特 約 業 者	本 店 の 数	35 件
		登 録 数	142 件
		事 務 所 等 の 数	83 件
	計	本 店 の 数	35 件
		登 録 数	159 件
		事 務 所 等 の 数	86 件
	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	0 件
		事 務 所 等 の 数	0 件
	そ の 他 の 者	本 店 の 数	0 件
事 務 所 等 の 数		0 件	

- (注) 1. 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう (法144の14③)。
2. 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量 (法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)、元売業者の自己消費(法144の3①II)、免税軽油の譲渡(法144の3①III)、免税軽油の用途外使用(法144の3①IV)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22④(法144の25⑤の準用含む))により課税された軽油の合計数量をいう。
3. 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)及び元売業者の自己消費(法144の3①II)によりみなす課税された経路から控除された数量の合計数量をいう。

(2) 課税対象とならない軽油の状況

区分	免税軽油使用者数等 ①	数量 (kl) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発	
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)
法第百四十四条の五	輸 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外国船籍の船舶の船用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	課 税 済 み	37	23,975	0	0	0	0	0	0	0
	小 計 (A)	37	23,975	0	0	0	0	0	0	0
法第百四十四条の六	化 学 工 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エチレン等の原料の用途	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	硝安油剤爆薬の原料の用途	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ポリプロピレンの製造工程等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 油 製 品 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第一号関係	船 舶	8	210	0	0	0	0	0	0	0
	漁 船	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自 衛 隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海 上 保 安 庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	8	210	0	0	0	0	0	0	0
第二号関係	海 上 保 安 庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警察の用に供する通信設備を設置し、及び管理する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自衛隊の使用する機械を管理する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第三号関係	消 防 庁 及 び 地 方 公 共 団 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄 道 事 業	1	13	0	0	0	0	0	0	0
	軌 道 事 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専用の鉄道を設置する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第四号関係	専 用 側 線 において車両の入換作業を営む者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 業 等	61	145	0	0	0	0	0	0	0
	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地 方 公 共 団 体	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	委託を受けて農作業を行う者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地の造成又は改良を主たる業務とする者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林 業 等	そ の 他	60	144	0	0	0	0	0	0	0
	林 業 等	10	273	0	0	0	0	0	0	0
	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地 方 公 共 団 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	素材生産業を営む者	2	11	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	8	262	0	0	0	0	0	0	0	
第五号関係	陶 磁 器 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設用粘土製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	7	87	0	0	0	0	0	0	0
	生コンクリート製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0

法附則第十二条の二の七第一項

区 分	免税軽油使用者数等 ①	数 量 (kl) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発	
			件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)
鉄 鋼 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電 気 供 給 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汽力発電装置の助燃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガスタービン発電装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 熱 資 源 開 発 事 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 物 の 採 掘 事 業	33	4,970	0	0	0	0	0	0	0	0
と び ・ 土 工 工 事 業	4	901	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 さい バ ラ ス 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港 湾 運 送 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉 庫 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貨 物 利 用 運 送 事 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第二種貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄 道 貨 物 積 卸 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃 棄 物 処 理 事 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 公 共 団 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 公 共 団 体 の 長 の 許 可 等 を 受 け た 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国 土 交 通 大 臣 の 許 可 を 受 け た 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木 材 加 工 業	6	50	56	0	0	0	0	0	0	0
木 材 市 場 業	2	40	0	0	0	0	0	0	0	0
バ ー ク たい 肥 製 造 業	1	55	0	0	0	0	0	0	0	0
自 動 車 教 習 所 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
索 道 事 業	3	187	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴ ル フ 場 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計 (B)	136	6,937	0	0	0	0	0	0	0	0
アメリカ合衆国軍隊関係(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)	173	30,912	0	0	0	0	0	0	0	0

法附則第十二条の二の七第一項

第五号関係